食品安全委員会とは

第314食品安全委員会議事概要

■第314回食品安全委員会会合

日時：平成21年12月17日（木）14：00～15：30
場所：食品安全委員会　大会議室
傍聴者数：14名

議事概要：

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
○農薬　3品目（3）はポジティブリスト制度関連）
1）エチプロール
・厚生労働省から説明。
・農薬専門調査会で審議することとなった。
＊殺虫剤で、稲、だいず、りんご等に使用し、かんきつ及びかきへの適用拡大申請がされています。

2）キャプタン
・厚生労働省から説明。
・農薬専門調査会で審議することとなった。
＊殺菌剤で、なし、はくさい、もも等に使用し、小麦、りんご等への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されており、その点については既に意見の聴取に関する説明がなされています。

3）フラザスルフロン
・厚生労働省から説明。
・農薬専門調査会で審議することとなった。
＊除草剤で、さとうきび、みかん等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

○器具・容器包装　6品目
(1) フタル酸ビス（2−エチルヘキシル）（DEHP）
(2) フタル酸ジブチル（DBP）
(3) フタル酸ベンジルブチル（BBP）
(4) フタル酸ジイソノニル（DINP）
(5) フタル酸ジイソデシル（DIDP）
(6) フタル酸ジオクチル（DNOP）
・厚生労働省から説明。
・器具・容器包装専門調査会で審議することとなった。
＊フタル酸エステルはポリ塩化ビニルを主成分とするプラスチックの可塑剤として汎用される化学物質です。

（2）農薬専門調査会における審議結果について
1）「プロピリスルフロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
・担当委員の廣瀬委員及び事務局から説明。
・評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
＊除草剤で、水稲への新規農薬登録申請がされています。また、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

（3）肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会(薬剤耐性菌に関するワーキンググループ)における審議結果について
1）「牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。
・評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

（4）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について
1）農薬「1−メチルシクロプロペン」に係る食品健康影響評価について
・「1−メチルシクロプロペンは、経口暴露による厳密な意味での一日摂取許容量（ADI）を求めることはできないと考えられる。しかしながら、作物残留試験の結果、1−メチルシクロプロペンの残留値は極微量であり、農薬登録申請における使用方法で適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は極めて低いと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
＊植物成長調整剤で、りんご、なし及びかきへの新規農薬登録申請がされています。

2）農薬「メプロニル」に係る食品健康影響評価について
・「メプロニルのADIを0．05mg／kg体重／日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

＊殺菌剤で、稲、麦類、ばれいしょ等に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

（５）食品安全モニターからの報告（平成２１年１０月分）について
・１０月中に報告された32件について事務局から報告。

（６）その他
・小泉委員長から、年末年始は「おもち」を食べる機会が増えるため、窒息事故が増えることが心配されるので、事務局は、食品による窒息事故の防止について注意喚起するようにとの提案があり、ホームページなどで周知することとなった。

〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル22階 TEL 03-6234-1166 FAX 03-3584-7390
Copyright © 2006 - 2010 Food Safety Commission. All Right Reserved.
食品安全委員会
Food Safety Commission